

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第8回）議事録

■日時 平成29年3月23日（木）午後3時30分～午後4時31分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、寺島委員、森川委員

■議事内容

1 審議

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 土壌汚染、電波障害、史跡・文化財及び廃棄物の審議を行い、廃棄物に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会(第8回)

速 記 録

平成29年3月23日(木)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後3時30分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきどうもありがとうございます。

事務局からご報告を申し上げます。現在、第一部会委員11名のうち、会長を含めまして7名のご出席をいただいております。

それでは、第一部会の開催をお願いいたします。

本日、傍聴のお申し出がございますので、よろしくお願ひいたします。

○町田部会長 それでは、第一部会を開催いたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を、会場の都合から30名程度といたしたいと思ひます。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○町田部会長 傍聴の皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

傍聴案件が終了いたしましたら退席されても結構でございます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。本日はお手元の会議次第にありますように「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

はじめに、土壤汚染について事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元にあります環境影響評価書案の113ページをお開きください。土壤汚染でございます。

調査事項でございますけれども、土地利用の履歴等の状況、土壤汚染の状況など、5項目でございます。

1枚おめくりいただきまして114ページをご覧ください。調査の結果でございます。土地利

用の履歴等の状況でございますけれども、事業区間内の一部につきまして、明治時代から軍の施設として利用されている土地がございます、この下の図になりますけれども、昭和38年から軍の後、一部の土地につきまして学校施設として利用されています。その区域の一部につきまして、下の表の8.2.1に示すとおり土壤汚染対策法の第11条第1項の規定に基づきまして、東京都が形質変更時要届出区域に指定してございます。

右のページをご覧ください。土壤汚染の状況でございます。こちらの指定区域の土壤汚染の状況でございますけれども、概況調査では、鉛及びその化合物の含有量基準または溶出量基準の超過が確認されてございます。その後の詳細調査につきましては、表層を除く深度(1m～10m)、それと地下水においては基準値の超過はみられなかったとしてございます。

左ページの図8.2.1-1をご覧ください。斜めの網線がかかっているところが旧の日本軍の土地でございます。その中に赤い囲みの中に黒い点がございまして、こちらが形質変更時要届出区域になってございます。その左、線路上の青い線が今回の工事で改変するところでございます。この改変に伴いまして、東側のほうの土地に仮線の線路をつくるために、今回ここに指定されています場所の改変を行うということになってございます。

それで、この案件の諮問の際に、藤倉委員から超過量等について質問がございまして、こちらで調べましたのでご報告させていただきます。今回のこちらの形質変更時要届出区域の汚染の状況でございますけれども、表層部から50cmのところまでで汚染が認められてございます。含有では150mg～1,700mgということで、基準が150mgですので、かなり超えている状況でございます。溶出につきましては0.025mgということで、基準が0.01でございます。

119ページをお開きください。予測でございます。

予測事項につきましては、工事の施行中の汚染土壌の掘削及び移動等に伴う新たな土地への拡散の可能性の有無としてございます。

下のほうに行きまして、環境保全のための措置でございます。本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、再利用センター等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート覆い等を行い搬出する。受入基準に適合していない場合につきましては、土壤汚染対策法の規定に基づき適正に処理するなどでございます。

1枚おめくりいただきまして120ページをご覧ください。評価でございます。

評価の指標は、新たな地域に土壤汚染を拡散させない、ということにしております。形質変更時要届出区域におきましては、仮線工事に伴う擁壁の構築により土地の改変を行うことから、土壤汚染対策法に基づきまして汚染の拡散防止等の対策を実施しまして、汚染土壌を

搬出する際には、適切に運搬、処理を行うこととしております。形質変更時要届出区域以外のところにつきましては、工事の実施に先立ちまして土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づきまして土地利用の履歴等の調査を行い、汚染のおそれがある場合は、汚染状況調査等を行います。事前の調査及び工事の施行中に新たな土壤汚染が確認された場合につきましては、土壤汚染対策法と環境確保条例に基づきまして適正な対応を図ることとしております。以上のことから評価の指標である、新たな地域に土壤汚染を拡散させないことを満足するとしてございます。

それでは、本日の資料の1ページをご覧ください。

資料1-1、土壤汚染の項目別資料でございます。

都民の主な意見は、別紙のとおりでございます。

関係区長の意見はございませんでした。

1枚おめくりいただきまして別紙をご覧ください。

都民の主な意見は、高架による騒音、振動、日影の予測値は基準値を超えることはない、土壤汚染は仮線工事に伴い発生する、電波障害は予測されると評価された。何百億円もかけできるだけ費用対効果を出すため、日影、土壤汚染、電波障害に問題が起こらず、現状の騒音、振動を大きく改善する地下化を選択するのが合理である、でございます。

こちらの意見は赤羽線の踏切解消につきまして、国鉄時代に地元と地下化を約束していた関係で出されたものと考えられます。見解書におきましては、事業者につきましては特に個別の、例えば土壤汚染について答えることではなくて、地下化と高架化について比較検討した内容を説明してございます。

1ページにお戻りいただければと思います。

項目検討でございますけれども、これらを踏まえまして担当の齋藤委員にご検討いただきました結果、意見は特にございませんでした。

土壤汚染につきましては以上でございます。

○町田部会長 説明ありがとうございました。

ご担当の齋藤委員、何か補足することはございますでしょうか。お願いいたします。

○齋藤委員 基本的に関係法令、条例等に基づいて対処されるということですので、大きな問題はないと考えておりますけれども、本質から若干離れるかもしれないですが、図書づくり方に関しては若干気になるところがありまして、既に事務局の方にはお伝えいたしましたけれども、細かなところですけども挙げさせていただくと、例えば119ページの予測の予

測事項と予測手法ですけれども、ほぼ同じ内容が書かれていて、予測の手法がしっかりと書かれていないのではないかというのが、私が考えていることでもあります。拡散の可能性の有無を予測するのですが、それをどうやってやるのかというところを書くのが予測の手法ではないのかと考えています。これはここだけではなくて、ほかのところも一般的にそういうような書き方をするのかもしれないですが、その手法自体がここから読み取れないというのは、書き方がどうかと考えているのが1点でございます。

予測結果の1段落目のところです。これは文章を読んでいただくとなかなか難解な文章で、3つほど言いたいことがあるのだと思うのですが、それが全部一文になっていて読みづらいということで、ちゃんと推敲していただきたいというのが2点目であります。

もう一点は、このアセスの中で、履歴等の調査の位置づけというところが分からないところがあるのですが、この予測結果の2段落目の2行目に土地利用の履歴等調査を行いと、これからのことが書いてございます。これは要届出区域外なので、そういうような扱いをしているのかなとも思うのですが、そもそも評価書には、おそらく履歴等の調査を行って、というような文言があるのではないかと考えていますので、ここであえてまた出てくる意味がよく分からないというか、それを含めてこの評価書案に出てくるべきものではないのかなと考えています。

同じように8.2.3の1つ目、ここは要届出区域外という文言もないのですが、やはり土地利用の履歴等調査を行い、というふうに書かれてございます。この要届出区域については履歴等調査を行ったことが114ページにありますので、ここの意味が何を意味しているのか分からないのですが、履歴等の調査を行っているのであれば、もうこの文言は要らないということになりますし、本来はこの評価書案の段階でそういったものが出てきてしかるべきなのではないかと考えて、図書の作り方というか、力を入れぐあいというか、そこには疑念を感じました。

以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

今、何点かご指摘をいただきましたけれども、事務局として何かご対応をお考えでしたらお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

今の齋藤委員の指摘につきましては、項目協議のときにもお話を伺っておりまして、評価書を作成する過程の中で事業者をきちんと指導しまして、齋藤委員の指摘する部分について

分かりやすくなるような形で調整させていただければと思います。

先生からご指摘があったので、土地の履歴がどうなのかというところがございますけれども、先生がおっしゃるとおり調査計画書の中では住宅地図等で調べるというふうになっておりまして、確認したところ住宅地図等で土地の履歴、この周辺の土地を確認をしております、ここに記載されているのは要届出区域が見つかったということで、見つかったところだけを書かせていただいたということで、汚染のないところについては記述を省いたといいますが、書かなかったということなので、その辺も含めて評価書の中で反映する形で対応したいと思います。

○齋藤委員 分かりました。よろしくをお願いします。

○町田部会長 ありがとうございます。

それでは、ご出席の委員の方から、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

会長、お願いします。

○片谷審議会会長 今、齋藤委員が指摘されたことは私もかなり気になっていまして、この土壤汚染のところと、例えばその前にある騒音・振動の予測に関する記載を見ると、当然、騒音・振動はかなり定量的な予測をしていますから差がついて当たり前ではあるのですが、それにしても項目の立て方とか見出しのつけ方がかなり不統一で、全部統一すればいいというものでもないのしょうけれども、これだけ違っているアセス図書は珍しいなという気がしました。やはり分かりやすい図書という観点で少しこれは欠けているのではないかと思いますので、事務局から事業者側にしっかり指導していただいて、あとは最後の評価書だけですけれども、そこまでの間にしっかり改訂してもらうように。書かれている中身が間違っているということではないのですけれども、やはり分かりやすい図書という観点でかなり不足しているというふうに強く感じましたので意見を申し上げました。

あとはさっきの予測手法。可能性の有無を予測しただけでは全然手法になっていないというのは、全く齋藤委員のご指摘のとおりで、これはアセス図書として全く不備で、大手のコンサルタント会社がつくった図書とはとても思えないレベルだと思いますので、厳しく指導していただくようお願いしたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 片谷会長の今のご意見も含めて指導させていただきたいと思っています。

○町田部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。

今日初めての項目別審議でございますので、今後、項目別審議を進めていく中で今のよう
なご意見も出るかと思えます。

よろしいですか。特にご意見がないようですので、土壤汚染につきましては、意見なしと
いたします。

次に、電波障害について事務局からご説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 続きまして電波障害でございますが、評価書案の139ページを
お開きください。電波障害の現況調査でございます。

調査事項でございますけれども、テレビ電波の受信状況など4項目でございます。

調査手法でございます。テレビ電波の受信状況の調査でございますが、1枚おめくりいただ
きまして140ページをご覧ください。

調査方法につきましては、図8.4.1-1にありますように、一般的な方法で行ってございます。

現地調査の調査地点でございますけれども、右の図8.4.1-2にありますように、工事の完了
後において電波障害が予想される赤羽線沿いの範囲及びその周辺において、21地点を設定し
てございます。

続きまして142ページをお開きください。調査の結果でございます。

地上デジタル放送の受信画像の状況につきましては、下の表8.4.1-2に示すとおりで、全チ
ャンネルを正常に受信してございます。地上デジタル放送の受信品質の状況につきましては、
その下の表8.4.1-3に示すとおりで、調査地点21地点中、全チャンネルがAの地点が17地点、
全チャンネルがA又はBの地点が1地点、Cのチャンネルが存在する地点が3地点ございまして、
受信品質につきましては比較的良好な状況でございました。

右のページをご覧ください。右ページの下のほう、ウ 高層建築物及び住宅等の分布状況
でございます。日影のところになりますけれども、127ページをご覧いただければと思います。

こちらが建築物の階数の状況ということで、事業区間の周辺につきましては低層の独立住
宅とか、3階建てから5階建てまでの商業施設等が多く立地している状況でございます。環状7
号線や補助85号線沿線には6階建てから12階建てまでの集合住宅も一部立地している状況に
ございます。

145ページをご覧ください。予測結果でございます。

予測結果は1枚おめくりいただいた146ページの図8.4.2-1、147ページの図8.4.2-2に示して
ございます。地上デジタル放送につきましては、遮蔽障害につきましては、事業区間の西側に

沿って一部の地域において高架橋から最大約50メートルまでの範囲で生じる予測としてございます。反射障害につきましては、現地調査におきまして電波の強い地域であることが確認されております。一般的にデジタル放送では、電波が強い地域におきましては、わずかな遮蔽障害のみが生じるとされてございます。これによりテレビ画質に影響を及ぼすほどの反射障害は生じないと予測してございます。

次に147ページの8.4.2-2の図を見ながらご説明をさせていただきます。

衛星放送でございますけれども、遮蔽障害につきましては事業区間の東側の本当に沿線にわずかに最大20メートルまでの範囲で生じると予測してございます。

145ページにお戻りいただければと思います。次に145ページの中段のところでございますけれども、列車の走行によるパルスノイズ障害とフラッター障害でございます。パルスノイズ障害に関する障害範囲の決定は非常に困難であるということで、テレビジョン学会資料によりますと、電車が時速150km程度の高速走行になるとパルス雑音が増加する場合があるとの報告がございます。今回の評価書案の中で予測条件としまして、電車の走行速度につきましては時速100km以下と設定していることから、デジタル放送はアナログ放送と比べて雑音の妨害に強い特性から、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害が生じにくいと予想してございます。

フラッター障害につきましては、障害範囲が局所的なために定量的な予測が困難ということで、電波強度が低下している状態で、更に移動体、今回の場合は列車の走行によって電波が遮蔽される場合に起こり得るというふうを考えてございます。遮蔽障害の予測において、遮蔽高さは走行する列車の高さを含む架線の高さまでとしておりまして、先ほど遮蔽障害についてご説明しましたけれども、架線の高さを基準として予測をしてございます。フラッター障害を引き起こすと考える列車の高さより高いことから、フラッター障害が発生したとしても、遮蔽障害の範囲内におさまるものと予測してございます。

148ページをお開きください。環境保全のための措置でございます。電波障害が生じた場合につきましては、速やかに調査を行いまして、本事業による障害が明らかになった場合につきまして、アンテナ設置位置の調整とかケーブルテレビによる受信対策等の適切な措置を講じるとしてございます。

続きまして評価でございます。

評価の指標につきましては、テレビ電波の受信障害を起こさないこととしまして、環境保全のための措置等を勘案して、予測結果と比較検討をしてございます。まず、高架橋の設置

による遮蔽障害及び反射障害でございます。地上デジタル放送につきましては、事業区間の西側に沿った一部の地域で、衛星放送につきましては事業区間の東側で受信障害が生じると予想されておりますけれども、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保存のための措置を実施するとしてございます。これによりまして、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である、テレビ電波の受信障害を起こさないことを満足するとしてございます。

続きまして、列車の走行によるパルスノイズ障害とフラッター障害でございます。

パルス障害はテレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいと予測してございます。フラッター障害の範囲は、普通の遮蔽障害の範囲内におさまることが予測されてございますので、障害が生じた場合は、先ほどの地上デジタルと同じように、速やかに調査を行いまして、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施することとしております。これによりまして、評価の指標であるテレビ電波の受信障害を起こさないことを満足すると評価してございます。

それでは、また本日の資料のほうの3ページをご覧ください。こちらの資料1-2が電波障害の項目別資料でございます。

都民の主な意見は別紙のとおりでございます。

関係区長の意見はございませんでした。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。都民の主な意見は2件でございます。

1は、日影・電波障害は、周辺の高層建築物との複合影響を無視できない典型的な環境影響項目である。本事業に先行する第一種市街地再開発事業を考慮し、複合影響を予測評価すべきである、でございます。

2につきましては、土壌汚染と同じご意見でございますので、省略させていただきます。

1の意見でございますけれども、十条駅周辺につきましては、先ほども周辺の階数の状況とかをご説明を差し上げましたけれども、低層の住宅とか商業地域となっております。そのため、十条駅西口の駅前を中心としました市街地再開発事業が予定されてございます。地上40階、総戸数約50戸の住宅を中心とした計画が進められているところでございます。ご意見につきましては、この計画との複合影響の予測評価を求めているものでございます。

見解書におきまして、事業者のほうでは、今回の高架化のアセスメントにつきましては道路と鉄道の連続立体交差事業として実施しており、ほかの事業につきましては各事業者が関係法令に基づきアセスをするかどうかも含めて判断するものとして記述されているところで

ございます。

3ページにお戻りいただければと思います。項目の検討ですけれども、これらを踏まえまして担当の黒田委員にご検討いただきました結果、意見は特にございませんでした。

電波障害は以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

今、ご紹介がありましたように黒田委員は欠席されておりますけれども、事務局の説明のとおりと伺っております。その後、黒田委員からコメントなどは届いておりますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 特にコメントは届いていません。

○町田部会長 そうですか。

それでは、ご出席の委員の方からご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○片谷審議会会長 書いてある内容自体がそんなに間違っているというつもりは全くないのですけれども、図書の148ページの評価のところを見ますと、評価の指標は受信障害を起こさないことというふうに先に書いてあるのですね。それはあくまでも環境保全のための措置を含めての話であって、措置等を勘案して、と後ろに書いてあるのですけれども、指標を起こさないこととするのであったら、障害が起こった後に環境保全のための追加措置をして受信障害を解消したとしても、それは起こさないことには合致しないですね。だから説明の仕方の問題なのですけれども、起こさないか、起こった場合には環境保全のための措置によってそれを解消するということが可能であるかどうかというのが評価の指標であるはずなので、こういうふうに起こさないことを指標とするというのは記載方法として適切ではないと私は思いますので、そのあたりを事業者側と評価書までの間に調整を図っていただければと思います。起こったらちゃんと措置をしますという姿勢は何も問題はないのですけれども、図書の書き方として少し疑問がある。

今までの図書にもこういった記載は実はあったというのは、私も記憶にあるのですけれども、より現実に沿った分かりやすい書き方という観点では、やはりここは起こさないことだけではないはずなので、そこをもう少し丁寧に書いていただきたい、そういう趣旨です。

○池田アセスメント担当課長 今のご意見につきましても、事業者と十分調整をしまして、評価書の中に反映できるようにさせていただきたいと思います。

○町田部会長 よろしくお願いたします。

ほかにご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにはご意見はないようでございますので、電波障害につきましては意見なしといたします。

次に、史跡・文化財について事務局から説明をお願いします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、評価書案の165ページをお開きください。

史跡・文化財の現況調査の調査事項につきましては、ここに書かれていますように文化財の状況など3項目でございます。

168ページをお開きください。こちらの図は事業区間周辺の史跡・文化財等の位置図でございます。薄い茶色で広く覆われているところが埋蔵文化財の遺跡範囲でございます。今回の計画書の周辺に8ヶ所ございます。濃い茶色の点、こちらにつきましては有形文化財等で、周辺に6ヶ所ございます。

右ページの現地調査をご覧ください。今ご説明しましたけれども、事業区間に含まれる文化財と埋蔵文化財包蔵地につきましては、北区の飛鳥山博物館にヒアリング調査を行いまして、その結果、下書いてあるとおり、今回の事業区間と交差する可能性のある文化財は存在しない。事業区間と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては、清水坂遺跡（M-2）というところが事業区間付近では消滅している可能性が高いというヒアリング結果でございます。

もう一つ、下十条遺跡（M-5）のところでございますけれども、こちらは平成7年に北区教育委員会で埋蔵文化財調査を実施した折に、竪穴住居址等が約0.5m以深から出土してございます。

1枚おめくりください。予測でございます。予測事項が事業区間内の文化財の現状変更の程度及び埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としてございます。

予測結果でございます。右ページの図8.6.2-1をご覧ください。事業区間と交差する可能性のある文化財は、先ほども説明しましたけれども、右側の絵にもございますように現状ではございませんし、事業による文化財の現状変更は行う予定はございません。事業区間におきまして影響が予想される周知の埋蔵文化財包蔵地は、表8.6.2-1にありますとおり、地図の上のほうの清水坂遺跡と地図の下のほうの下十条遺跡になります。清水坂遺跡につきましては、先ほども言いましたけれども、交差する範囲において掘削工事は行わないこととしておりますし、北区のほうから埋蔵文化財が消滅する可能性が高いことから改変はないと予測してございます。下十条遺跡につきましては、約1,200㎡交差しておりまして、掘

削深さも3mほど予定してございます。

1枚おめくりいただきまして172ページをご覧ください。環境保全のための措置でございます。

周知の埋蔵文化財包蔵地、下十条遺跡においては一部掘削工事を実施するため、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じます。掘削工事区間において新たな埋蔵文化財包蔵が確認された場合には、文化保護法第96条に基づきまして、遅滞なく関係機関と協議して、適切な保全に努めてまいる予定でございます。

続きまして評価でございます。評価の指標は、文化財保護法第93条（土木工事等のために発掘に関する届出及び指示）及び第96条並びに東京都文化財保護条例、東京都北区文化財保護条例及び東京都板橋区文化財保護条例に定められた保全に関する事項を遵守することでございます。事業区間と交差する可能性がある文化財は存在しませんので、事業による文化財の現状変更はないというふうに考えてございます。周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては、事業の実施に伴い一部改変されますので、文化財保護法に基づきまして、あらかじめ関係機関と協議して必要な措置を講じてまいります。

これらのことから、文化財等に及ぼす影響は小さく、評価の指標である文化財保護等に定められた保全に関する事項を遵守することを満足するというふうに評価してございます。

それでは、本日の資料の5ページをご覧ください。資料1-3、史跡・文化財の項目別資料でございます

都民の主な意見は別紙のとおりでございます。

関係区長の意見はございませんでした。

1枚おめくりいただきまして6ページをご覧ください。

都民の主な意見でございますけれども、貴重な戦争遺跡を破壊しないこと。高架によって十条富士見中学のレンガ壁を破壊されることになる。これは国民の区民の歴史的遺産として残されるべきである、でございます。

評価書案の10ページお開きいただければと思います。A3の広い図面で今回の計画の図でございますけれども、上の平面図を見ていただきまして、この平面図の左側が板橋駅側になるのですが、そこに起点と書いてあるかと思えます。そこから右のほうに行くと地区区間とか擁壁区間と書かれているところがございますけれども、この区間に先ほど都民の意見があったレンガ壁がございます。基本は陸軍時代のレンガ壁というふうに伺っておりますけれども、こちらがちょうどそのレンガ壁があるところが、仮線の線路をつくるために改変せざるを得

ないということになってございます。見解書におきまして、事業者は関係機関と協議の上、適切に対応してまいりますとしてございます。

本日の資料の5ページにお戻りいただければと思います。項目検討でございますけれども、これらを踏まえまして担当の寺島委員にご検討いただきました結果、意見は特にございませんでした。

史跡・文化財につきましては以上でございます。

○町田部会長 説明ありがとうございました。

それでは、ご担当の寺島委員、何か補足することはございますでしょうか。

○寺島委員 北区の教育委員会と接触されて相談しながら、この評価書案をつくっておられるようなので、さほど問題はないのかというふうに思います。

ただ、1つ気になるのが、遺跡の地図がこの評価書案に載っておりますけれども、こういう住宅街で遺跡が発見される契機と申しますのは、再開発が行われたときが多いので、沿線部分、遺跡のない部分は先日現地を拝見しましたところ、再開発もまだ行われていないような状況ですので、この工事中に遺跡が発見される可能性は十分にあると思います。南のほうにひっかかっているM-5の遺跡のときも、地表下50センチぐらいから見つかったということですから、このM-2とM-5の間も十分可能性もありますので、十分注意して北区の教育委員会とも連携をとってこういうのをやっていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局は何かございますか。

○池田アセスメント担当課長 今の寺島委員のお話につきましては、事業者のほうに工事の際に十分配慮するように伝えておきたいと思います。

○町田部会長 それでは、ご出席の委員の方からご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご発言がございませんので、史跡・文化財につきましては意見なしとさせていただきます。ありがとうございました。

次に廃棄物について事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、廃棄物につきましては、評価書案の173ページをお開きください。

廃棄物でございますけれども、現況調査の調査事項は、工事の施行中に生じる建設発生土

及び建設廃棄物が周辺環境に及ぼす影響を予測・評価するために、下に書いてあります撤去構造物及び伐採樹木等の状況、建設発生土の状況など5項目でございます。

それでは、179ページをお開きください。予測でございます。

予測事項につきましては、既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物、建設工事に伴う建設廃棄物、建設発生土の種類ごとの排出量及び再利用量・再資源化量並びにこれらの処理・処分方法としてございます。

下のほうに行きまして(4)予測手法でございますけれども、まず既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物につきましては、現在の鉄道施設の施工図面から解体・撤去の対象となる数量を算出する手法としてございます。

次に架線及び建設工事、新たな線路の建設工事に伴う建設廃棄物につきましては、仮設構造物の解体撤去を対象としまして、排出量は図面により推計してございます。

次に建設工事に伴う建設発生土と、建設泥土につきましては図面により推計してございます。

1枚おめくりいただきまして、180ページをご覧ください。予測結果でございます。

まず、既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物につきましては、下の表8.7.2-1に示すとおりでございます。コンクリートにつきましては、3,090t発生しまして、再利用量・再資源化率は99%以上。次にバラストにつきましては7,810t発生しまして、こちらも99%以上、再利用量・再資源化率にする計画でございます。

次に建設工事に伴う建設廃棄物につきましては、右のページの上の表8.7.2-2に示すとおりでございます。鉄骨等につきましては900t発生しまして、さらにバラストについては先ほどと同じ7,810t発生しまして、再利用量及び再資源化率につきましては、ともに99%以上を目標として設定してございます。

建設発生土の状況につきましては、真ん中の表の8.7.2-3に示すとおり25,310m³発生すると予測してございます。

次に建設泥土の状況ですが、一番下の表8.7.2-4に示すとおり12,500m³発生すると予測してございます。

1枚おめくりいただきまして、182ページをご覧ください。環境保全のための措置につきましてでございます。

事業実施に伴いまして発生する建設廃棄物及び建設発生土による環境への負荷を可能な限り回避または低減するために、撤去されるレール、マクラギ及びバラストは再利用または再

生利用に努める。

既存構造物の撤去に伴い発生する鉄骨及びコンクリート塊等の建設廃棄物につきましては、東京都建設リサイクル推進計画に定める再資源化率等を目標として、再生利用に努める。

プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の建設廃棄物につきましては、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注（プレカット）等を採用する等、廃棄物の発生の抑制に努めながら、排出量を把握するとともに、現場内で分別解体等を行い、関係法令を遵守して、適切に処理する。

駅施設建築図面等をもとに行った調査の結果、特別管理廃棄物に該当しますアスベストにつきましては確認されておりませんが、解体作業時の事前調査においてアスベスト成形板が確認された場合は、アスベスト成形板対策マニュアルに基づきまして、除去、運搬、処分等を適正に行うなどを示してございます。

右の183ページをご覧ください。評価でございます。

評価の指標は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など関係法令や、東京都建設リサイクル推進計画、東京都建設リサイクルガイドラインなどに定める事業者の責務でございます。

それで、既設構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリートは、先ほども示しましたけれども、建設廃棄物、建設発生土、建設泥土につきましては再資源化率等の目標を99%以上として、可能な限り再利用及び再資源化に努めることとしてございます。

プラスチック、ガラス、ケーブル等の建設廃棄物につきましては、関係法令を遵守しまして適正に処理する。

建設混合廃棄物につきましては、東京都建設リサイクル推進計画にも定める都関連工事の目標値を満足するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守して、適正に処理する。

再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土につきましては、関係法令を遵守し適正に処理するとしてございます。

これらのことから、評価の指標である廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務を満足するということでございます。

それでは、本日の資料の7ページをご覧ください。

資料1-4、廃棄物の項目別資料でございます。

都民の主な意見及び関係区長の意見はありませんでした。

項目検討でございますけれども、これらを踏まえまして担当の谷川委員にご検討いただき

ました結果、意見が8ページにございます。

1枚おめくりいただければと思います。

意見は、既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル及び建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率等を予測・評価すること、でございます。

意見の取り扱いにつきましては、事務局案は指摘の趣旨を答申案に入れるでございます。

こちらの意見でございますけれども、評価書案の180ページをご覧ください。

こちら180ページ、181ページにつきまして、コンクリートとかアスファルト、建設発生土等につきましては、発生量と再資源化率について予測・評価しているところでございます。これらの廃棄物以外にも、180ページの ア 既存構造物の解体撤去に伴う建設廃棄物の文章中の2つ目のパラグラフにありますけれども、なお、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の建設廃棄物の発生も考えられる、という記述にとどまっており、発生量等を示してございません。

さらに182ページの環境保全のための措置の中で、量を把握するとして記述もございますが、事業者としては、プラスチックや建設混合廃棄物の量につきまして、しっかりと評価書にて予測・評価を求めるものということで、今回の意見になってございます。

廃棄物については以上でございます。

○町田部会長 ありがとうございます。

ご担当の谷川委員、補足事項をお願いいたします。

○谷川委員 意見の廃棄物の種類とは、多分、量的にはそんなに多くはないということだと思いますけれども、先ほど来ご指摘されていますけれども、アセスの図書として、書かれていることと内容の整合性を保つということが非常に重要ですし、これまでも随分鉄道の立体交差等で知見があるはずですし、これも事務局から伺いますと、なかなかデータがないということをやっていますと、いつまでたってもこういうものはきちんとした予測が出ていませぬので、この際きちんとJR東日本さんと、東京都が一応申請者となっているわけですから、特にJRさんのほうですと中央線だとかいろいろなところで経験があるはずですので、そのデータをきちんと入れて、今後、立体交差の案件も増えると思いますので、その先駆的なものとして、きちんと調べて評価していただくということをお願いしたいと思います。

実際の影響のほうについては、先ほども申しましたけれども、これが予測されなかったと

しても軽微なものとなりますけれども、きちんと一度やってみて、どのぐらいの量になるのか。それがたとえ評価がちょっとずれたとしても、事後評価のときにきちんと評価をしていただいて、きちんと見直していただくということを、ぜひこの際ですのでやっていただきたいということで、意見として書いていただいたということです。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

小堀委員どうぞ。

○小堀委員 180ページのところなのですが、今回の既存の建造物の解体撤去に伴う建設廃棄物の排出量で一番多いのがバラストとなっていますが、これは通常バラストと鉄道の場合には違うかなというので、具体的な内容は線路のマクラギとレールの間にある小石とかそういうものなのかなと思います。具体的にどういうものかというのを書いていただいたほうが分かりやすいかなと思います。

それから、次の廃棄物の処理方法についてなのですが、コンクリート、アスファルト、鉄骨等については産業廃棄物の許可を受けている業者に委託し、再資源化施設に持ち込むと書いてありますが、バラストについては再利用又は再生利用すると書いてあるのですが、これは具体的にどのようにするという方法が書いていないのです。この立体交差に伴うところで再利用するのか、あるいはそうでない場合は誰がどのようにして再利用するかというところをもうちょっと丁寧に書き込んでいただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、ございますか。

○池田アセスメント担当課長 今の小堀委員のご指摘につきましては、評価書のときに調整させていただいて、なるべく分かりやすく書くような形でやっていきたいと考えております。

○町田部会長 ほかに委員の方からご質問、ご意見は。

どうぞ。

○片谷審議会会長 谷川委員も指摘をされたことに私も同感なのですが、特にこの183ページの評価の記述は、これも今までの別の項目と同じように、評価の記述として十分とは言いがたいと感じます。最後の結論は2行で、評価の指標である廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務を満足する、ということになっているのです。その前のほうに書いてあることは、何とかかんとかの目標値を満足するか、適正に処理するということ

なのですけれども、例えばもっと前のページに書かれている再資源化率等が法律や条令でどう定められていて、それをクリアしているというような書き方になっていれば説得力はあるのですけれども、そういう数字が全く出てこない状況で満足する、責務を満足する。これは要するに、やりますという宣言を書いてあるだけで、評価になっていないと私は見ているのです。都の技術指針を見ても、もう少し具体的な記述を求めているようにどう見ても読めませんので、この評価はやはり見直していただく必要があるだろうと思います。その前の書かれている数字なんかがおかしいという意味ではないので、あくまでもこの図書の文章記述上の問題、今までのほかの項目と共通する問題点だということです。

○町田部会長 ありがとうございます。

事務局、ございますか。

○池田アセスメント担当課長 今の片谷会長のご意見につきましても、具体的に目標とする数字の根拠なども記述させたり、評価の指標についても満足するような形で調整はさせていただきたいと思います。

○町田部会長 ほかにご出席の委員の方からご意見等はございますか。よろしいですか。

ほかには特にご意見がないようでございますので、廃棄物につきましては指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

今日の項目別審議の当初から、いろいろ図書の書き方についてご意見をいただいております。不備と思われる点多々あるようではございますので、評価書に向けて事業者のほうによろしくご指導のほどお願いをいたします。

それでは、本日予定いたしました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方はご退場ください。

(傍聴人退場)

(午後4時31分閉会)